

江別市後見実施機関設置要綱（案）

（設置）

第1条 この要綱は、認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない人が住み慣れた地域で安心して暮らすため、成年後見制度を的確に利用できるよう支援するとともに、市民が後見業務の新たな担い手として活動できるよう支援することを目的とし、江別市後見実施機関（以下「実施機関」という。）を設置する。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 成年後見制度 民法（明治29年法律第89号）に規定する後見、保佐、補助の制度及び任意後見契約に関する法律（平成11年法律第150号）に規定する制度
- (2) 市民後見人 成年後見制度に係る業務を業とする専門職又は法人の職員でなく、市又は市が委託する法人が実施する市民後見人養成講座を修了した一般市民が受任する成年後見人、保佐人、補助人及び任意後見人
- (3) 後見支援員 実施機関の実施主体が、法人として、成年後見制度における成年後見人、保佐人、補助人及び任意後見人を受任する（以下「法人後見」という。）場合において、法人後見に係る事務を支援する市民後見人又は市民後見人の候補者（名称）

第3条 実施機関の名称は「江別市成年後見支援センター」とする。

（事業の内容）

第4条 実施機関は次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 成年後見制度に関する相談及び利用支援
- (2) 成年後見制度に関する広報及び啓発
- (3) 成年後見制度の市長申立等の支援
- (4) 市民後見人及び後見支援員（以下「市民後見人等」という。）の養成及び市民後見人等候補者の登録管理
- (5) 市民後見人等に対する活動支援
- (6) 成年後見制度に関わる関係機関等との連携及び調整
- (7) 法人後見において、後見支援員がその事務の一部を執行する事業
- (8) 法人後見又は市民後見人を受任する場合における、受任の適否又は受任に関するその他の事項を検討する会議の運営
- (9) その他実施機関の運営に関し必要な事項

（事業の委託）

第5条 市長は、前条に定める実施機関の事業を適切に実施できると認められる法人に、事業の全部又は一部を委託して実施することができるものとする。

- 2 前項の委託は、法人後見を受任又は受任を予定している法人に対して行うものとする。
(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、実施機関の事業の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年●●月●●日から施行する。